

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料9-5
提出年月日	令和5年6月23日

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト  
(技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230331-18	1	資料2-6:添付資料1.13.24) 水源の考え方については、先行審査実績を踏まえ手順着手の判断等、淡水と海水の優先順位について検討し説明すること。	R5.3.31	回答済	R5.4.26 ヒアリング	<p>可搬型大型送水ポンプ車により原子炉容器、原子炉格納容器又は蒸気発生器に直接注水するような場合は、補助給水ピット、燃料取替用水ピットが水源として使用できない状況又はこれらのピットを水源とする注水手段がすべて使用できない状況であることから、可搬型大型送水ポンプ車による注水を確実に継続させるため、水源切替による注水中断が発生しない海水を優先して使用する(大飯と同様)。詳細は、各技術的能力のまとめ資料にて整理する。</p> <p>一方、補助給水ピットや燃料取替用水ピットへ補給する場合は、可搬型大型送水ポンプ車の取水箇所(淡水)が枯渇する場合でも、両ピットがバッファとなり原子炉容器等への注水が中断することはなく、可搬型大型送水ポンプ車の取水箇所を海水に切り替えることが可能であるため、先行PWRの審査実績を踏まえ、淡水を優先して使用する。</p> <p>なお、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給について、先行PWR同様、淡水優先の方針に変更したこと及び原子炉容器等への注水における相違については、各技術的能力まとめ資料にて相違理由を記載しており重複する内容となることから、泊オリジナルで作成していた添付資料1.13.24「可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に係る方針」による改めでの説明は不要と判断し、添付しないこととする。</p>	第505回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)』 p.1.13-372~380	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。